

No. \_\_\_\_\_

## 確 認 書

私は貴店からの動物（種類： \_\_\_\_\_、数： \_\_\_\_\_）購入契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を受けたことを確認します。

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印（自署又は押印） \_\_\_\_\_

（動物取扱業者の場合はその登録番号 第 53-0292 号）

店名 ペんぎん亭 埼玉県戸田市美女木 2-31-2-201 ☎048-422-7010

説明者 動物取扱責任者 上中まきこ \_\_\_\_\_

注）この確認書の受領は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第4号の規定により、動物の販売業者に義務づけられているものです。

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、当店の営業活動に限り利用し、その目的以外での利用はいたしません。

## 動物販売時説明書(フィンチ類(カナリア含む))

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑などの防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第4号の規定に基づき、動物購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分の理解のもとに適正に飼養保管されますようお願いいたします。

## I. 動物(フィンチ類)の特性及び状態の概要(規則第8条第4号イ、ロ、ハ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ関係)

種類・品種： \_\_\_\_\_ 性別：オス・メス・不明 数： \_\_\_\_\_

出產地等： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 平均寿命：約 \_\_\_\_\_ 年～ \_\_\_\_\_ 年

(生年月日が不明の場合：推定生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、輸入・飼養保管開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

成体になったときの大きさ：標準体重 \_\_\_\_\_ g 標準体長（体高） \_\_\_\_\_ cm

その他の大きさ情報 \_\_\_\_\_

投薬状況：未 ・ 済

実施済の場合

|   | 薬の投薬年月日と種類 |
|---|------------|
| ① | 年 月 日 ( )  |
| ② | 年 月 日 ( )  |
| ③ | 年 月 日 ( )  |

病歴の有無：なし・あり（病名 \_\_\_\_\_）

当該動物の所有者：当該店舗の自己所有・その他（所有者の氏名 \_\_\_\_\_）

個体識別：無・有（種類：マイクロチップ・脚環・その他（ \_\_\_\_\_ ），識別番号 \_\_\_\_\_）

## Ⅱ. 飼養保管方法

### 1. 飼養施設、用具及び環境(規則第8条第4号二、ソ関係)

#### (1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさに応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。排せつ設備、隠れ場、遊具等も必要です。また、掃除等が容易で、逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により障害等を受けるおそれのないものを選びましょう。

○鳥カゴや禽舎等、必要に応じてツボ巢等の寝床など、食器、水入れ、止まり木、遊び道具など。

#### (2) 清掃等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

①敷マット、鳥カゴ等、食器、水入れの掃除は、汚れの程度を見ながら必要に応じて実施。

②時々、日光や熱湯による消毒を行うこと（中には消毒用の薬剤に弱い鳥もいる）。

#### (3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

①活動時間は日中なので、このサイクルを守ってやることが一番重要な環境管理。

②極端な暑さ・寒さに弱いので温度管理はこまめに行うこと。また、通気も重要。

③種によっては、水浴びや砂浴びをするので、必要な設備を設ける必要がある。

④日光浴が必要。一日15分でもビタミンDの形成を促し、成長を促進する。

⑤猫やイタチなどの外敵に襲われないように管理を徹底する必要がある。

⑥羽毛が生えそろっていない幼鳥を飼養する場合は、「ふご」等を使用し、保温と清潔を保つこと。

### 2. 食事と栄養管理(規則第8条第4号ホ関係)

動物等の種類や品種、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

#### (1) 食事の種類

ヒエ・アワ・キビ・カナリアシードの4種の穀物を混合したものが一般的。このほかに、ナタネ、エゴマなどの脂肪餌、玄米や未熟米、エンバクを与えることもある。また、ボレー粉や青菜、ビタミンやミネラル等の栄養剤を必要に応じて補給。青菜は忘れないようにすること。

#### (2) 食事の回数や量

1日～2日で食べきる量を飽食(餌の入れ放し)することが多い。

#### (3) 飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れて置いておき、取り替えは毎日(夏季は1日2回)行いましょう。また、水浴びを好む種類が多く、水を汚しがちなので、少なくとも1日に2回は取り替えるようにして下さい。

#### (4) 注意すること

動物によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。また、与え過ぎによる肥満も、動物の健康にとっては好ましくありません。

①人の食べ物は与えないこと。人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になるおそれがある。

②一般に哺乳類と比較すると、ビタミンA欠乏やカルシウム不足による代謝障害(痛風、卵塞など)が多いので栄養バランスには注意が必要。

③古い餌への新しい餌の追加は不衛生になりがちなので避けること。傷みやすいすり餌は、特に注意が必要。

- ④幼鳥にさし餌をするときは、アワ玉や市販のパウダーフードを使用する。市販のパウダーフードを用いるときは製品によって使用方法が異なることに注意すること。幼鳥は、お腹がすいてくると上を向いて鳴きながら口を開けるので、専用器具を使ってのどを突付かないように口の中に餌を入れること。なお、さし餌中は水を与えないこと。
- ⑤給餌給水は、毎朝、できるだけ早い時間に行うこと。

### 3. 運動及び休養(規則第8条第4号へ関係)

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょう。

- ①日没後は消灯し、静かな環境に置くこと。夜間はカゴに通気性のある布などをかぶせてやるとよい。
- ②鳥カゴ等から出して特別に運動等をさせる必要はないが、手や肩に乗せたりして遊んであげることがお互いのスキンシップを深めることになる。
- ③止まり木等の遊具等の設備を備える必要がある。

### 4. しつけ(規則第8条第4号ソ関係)

特に注記すべきことはありません。逸走には、くれぐれも注意しましょう。

- ①ブンチョウなどを手乗りにするためには、手の平に乗せて餌を与えたり、名前を決めて呼びかけながら軽く手で触れるなど、少しでも多く接触すること。
- ②おしゃべりを覚える種類の鳥もいる。餌を与えるときや外に出して遊んでやるときに、名前や一つの言葉を覚えるまで、根気よく繰り返すのがコツ。

### 5. 手入れ(規則第8条第4号ソ関係)

動物の健康を保つためには、日頃の注意深い観察が必要です。

- ①哺乳類等に比べて、弱くて死亡しやすい。特に小鳥類はその傾向が強いので、早期発見・早期治療が重要。
- ②羽毛をふくらませて、目を閉じてじっとうずくまっているときは、健康状態が悪いときであることが多い。また、動作、餌の消費量、便の状態などは、健康をチェックする重要な手がかりになる。

### 6. 病気(規則第8条第4号ト関係)

#### (1)かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

- ①肥満：基礎疾患として重要。肝臓疾患、痛風、糖尿病などの種々の病気を誘発。飛べなくなってしまう場合もある。
- ②卵塞：大きな糞をし床にすることが多くなり、お腹が膨れる。元気や食欲がなくなり、死亡する場合もある。
- ③風邪：くしゃみ、咳、流涙、鼻汁などが見られる。慢性化すると完治しにくくなる。
- ④毛引き(羽つつき)：自分の羽毛をかじったり、抜いたりする。栄養障害やストレスなど、原因は様々である。
- ⑤皮膚真菌症：嘴のとどかない頭頸部に丸い黄色の皮ができて痒がる。
- ⑥トリコモナス感染症：トリコモナス原虫が原因の死亡率が高い病気。くしゃみ、鼻汁、嘔吐等の症状を発生。不適切な給餌から起こりやすくなる。

## (2)人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200 種類以上あるといわれています。主な共通感染症及びフィンチ類にかかりやすい感染症には、次のようなものがあります。

- ・犬                      ・パストレラ症、皮膚糸状菌症、回虫症、狂犬病など
- ・猫                      ・猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病など
- ・ウシなど              ・Q熱、クリプトスポリジウム症、腸管出血性大腸菌など
- ・サル                    ・Bウイルス病、細菌性赤痢、結核など
- ・ネズミ                ・レプトスプラ症、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱など
- ・鳥類                    ・オウム病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など
- ・ミドリガメ等・サルモネラ症など

- ①オウム病：病原体はクラミジア。インフルエンザ様病状を発生する病気
- ②高病原性鳥インフルエンザ：病原体はウイルス。発熱、関節痛などの症状を発生する病気
- ③ウエストナイル熱：病原体はウイルス。発熱、頭痛などの症状を発生する病気
- ④サルモネラ病：病原体は細菌。発熱、下痢、嘔吐などの急性胃腸炎の症状を発生する病気
- ⑤クリプトコッカス症：病原体は真菌。免疫力が低下していると、発熱、咳等の症状を発生する病気
- ⑥ニューカッスル病：病原体はウイルス。結膜炎、耳下腺縁、インフルエンザ様症状を発生する病気
- ⑦カンピロバクター症：病原体は細菌。発熱、粘血便を伴う腸炎の症状を発生する病気

## (3)健康管理と予防方法

動物がかかる病気は、感染症、腫瘍、生活習慣など人と同じようにたくさんあります。病気を早期に発見するためには、常に元気・食欲・尿や便の状態などに注意していることが必要です。良いホームドクター（獣医師）を決めて、様子がおかしいときは早めに受診しましょう。なお、病気になったときにあわてるより、普段からバランスのとれた食事や適量の運動に気を付け、ワクチンや薬で予防することが一番なのはいまでもありません。

また、共通感染症を予防するためには、口うつしで食べ物を与えるなどの過度の接触をしない、ふんや尿は早めに処理をする、動物の体や生活環境を清潔にする、動物の体に触れたりふんや尿を扱った後はよく手を洗う、などのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。そして、普段から動物の健康状態に注意して具合がおかしいと思ったら、早めに獣医師に相談してください。また、飼い主自身や家族の健康状態にも注意し、異常があれば医師に相談してください。

## 7. 繁殖制限措置等（規則第8条第4号チ、リ関係）

飼養数が増えて、適切な飼養管理ができなくなってしまった場合には、動物を劣悪な飼養環境下に置くこととなるだけでなく、人に迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の違法な事例を発生させることとなります。動物が繁殖し、飼養数が増加しても適切に飼養できる場合以外は、できる限り繁殖を制限するように努めましょう。繁殖を制限する主な方法としては、雌雄の分別飼育などがあります。

## 8. その他（規則第8条第4号ソ関係）

○固体識別と終生飼育：マイクロチップや脚環等による個体識別措置による所有者の明示と終生飼養は、飼い主の愛情と責任のあかしです。

○本説明書は必要最小限のことについて記載したものです。飼養保管方法の詳細については、専門の飼育書等をご参照下さいますようお願いいたします。

○関連法令の概要は次頁に掲げたとおりですが、鳥類の中には、特定動物（動物愛護管理法）、特定外来生物（特定外来生物法）、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種（種の保存法）に指定されている種があり、その飼養等が規制されていますので注意してください。

### Ⅲ. 関連法令（規則第 8 条第 4 号又関係）

#### 1. 動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)

(1)次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

①愛護動物のみだりな殺傷、虐待又は遺棄の禁止。

※「愛護動物」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるのことです。

また、これら以外で人が占有しているほ乳類、鳥類、爬虫類も含まれます。

②動物取扱業(販売、保管、貸出し、訓練、展示)を行う場合は、都道府県知事等の登録を受けること。

③特定動物(危険な動物)の飼養保管を行う場合は、都道府県知事等の許可等を受けること。

(2)飼い主の責務等として、次のことを守るように努めることとされています。

①動物を「命あるもの」と認識し、みだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと(基本原則)。

②動物の種類、習性等に応じて適正に飼養保管し、動物の健康及び安全を確保すること(健康等の確保)。

③動物が人の命・身体・財産に害を加え、人に迷惑を及ぼさないようにすること(危害や迷惑等の防止)。

④動物に起因する感染症について正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと(人と動物との共通感染症の予防)。

⑤動物の所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置をすること(所有者の明示)。

⑥「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号)」を遵守すること。

⑦みだりな繁殖により適正飼養が困難にならないように、必要に応じて不妊去勢手術等を行うこと(繁殖制限)。

※特定動物の一覧等は、環境省ホームページの <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/> 参照

#### 2. 狂犬病予防法 ※鳥類・爬虫類の販売時には説明不要

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、罰金等が課せられます。

①犬を飼い始めてから(幼齢犬は生後 90 日になったら)30 日以内に、区市町村長に登録を行うこと。

②生後 91 日以上の子犬には、毎年一回、狂犬病の予防注射を受けさせること。

③鑑札及び注射済票を犬に付けておくこと。

④犬が死亡したとき、登録内容に変更があったときは、30 日以内に区市町村に届け出ること。

#### 3. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

①特定外来生物の輸入、飼養、栽培、保管又は運搬は、環境大臣の許可等を受けること。

②環境大臣の許可を受けていない者に特定外来生物を販売・譲渡することの禁止。

③特定外来生物を野外に放つことの禁止。

④未判定外来生物の輸入を届け出ること。また、判定が終わるまでの一定期間、輸入を制限すること。

※特定外来生物の一覧等は、環境省のホームページの <http://www.env.go.jp/nature/intro/> 参照

#### 4. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

①国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の販売・頒布目的の陳列又は譲渡は、環境大臣等の許可等を受けること。

②国内希少野生動植物種の捕獲等は環境大臣の許可等を受けること。

※希少野生動植物種の一覧等は、環境省ホームページの [http://www.env.go.jp/nature/yasei/choju\\_ho/index.html](http://www.env.go.jp/nature/yasei/choju_ho/index.html) 参照

#### 5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣法) ※爬虫類の販売時には説明不要

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

①鳥獣の捕獲等の禁止等。

②野生鳥獣(狩猟鳥獣を除く)の飼養をする場合は、都道府県知事から登録を受けること。

③販売禁止鳥獣(ヤマドリ)を販売する場合は、都道府県知事の許可を受けること。

④一定の鳥獣、鳥獣の加工品等を輸出入する場合は、適法捕獲証明書等の添付をすること。

※ 狩 猟 鳥 獣 の 一 覧 表 等 は 、 環 境 省 ホ ー ム ペ ー ジ の  
[http://www.env.go.jp/nature/yasei/choju\\_ho/index.html](http://www.env.go.jp/nature/yasei/choju_ho/index.html) 参照

## 6. その他

それぞれの地方公共団体においては、条例により、動物の愛護及び管理に関する特別の規定を制定している場合があります。